

川崎市HIV・梅毒即日検査・相談業務委託プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」及び「性感染症に関する特定感染症予防指針」に基づき実施するHIV・梅毒即日検査・相談業務を委託するにあたり、参加意向の申し出があった事業者をプロポーザル方式により公正かつ適正に審査し、当該事業を委託するに相応しい提案を行ったと認められる委託事業者を選定するため、健康福祉局に川崎市HIV・梅毒即日検査・相談業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務の範囲)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 提案の採否の審査及び評価に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(評価委員会の構成)

第3条 評価委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策〕
- (2) 健康福祉局保健医療政策部感染症対策課長
- (3) 健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課長
- (4) 健康福祉局保健医療政策部担当課長〔健康増進〕
- (5) 健康福祉局総務部企画課長

2 委員が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、当該委員の指定した者がその職務を代理することができる。

(委員長)

第4条 評価委員会は、健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策〕を委員長に充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、評価委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、健康福祉局保健医療政策部感染症対策課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委託事業者の選定)

第7条 評価委員会は、健康福祉局業者指名選定委員会（以下、「指名選定委員会」という。）

において審議を受けた評価方法により提案内容の審査及び評価を行い、当該事業委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として選定するものとする。

- 2 評価委員会は、第1条の事業を受託するためプロポーザルへの参加意向を申し出た事業者のうち、あらかじめ健康福祉局保健医療政策部感染症対策課（以下「感染症対策課」という。）から、参加意向申出書等の関係書類の確認を受け、参加資格があるものと認められた事業者に対し、事業の企画及び提案の内容について、プレゼンテーションさせることができる。
- 3 評価委員会は、前項の規定により、プレゼンテーションを実施する場合には、参加事業者に対し、あらかじめ企画提案書、見積書、会社概要、その他関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出させ、実施するものとする。
- 4 評価委員会は、プレゼンテーションを実施した場合には、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、出席した委員及び代理者ごとに、別に定める評価基準による評価及び審査を行い、当該評価及び審査結果を合計した上で、最も優れた事業者を委託事業者として選定する。ただし、当該評価及び審査結果を合計した結果、2以上の事業者が同点となる場合は、別に定める実施要領に基づき、選定することとする。

（審査結果の報告）

第8条 業務委託を発注しようとする事業を所管する課長は、前項の審査結果について、指名選定委員会に置いて報告し、承認を得なければならない。

（庶務）

第9条 評価委員会の庶務は、感染症対策課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行、適用する。